

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、告示第二号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十三条の三第二項に規定する設立団体等の証明に関する手続を定める件（昭和六十三年十二月総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省、自治省告示第二号）及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の四第二項及び第三項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続を定める件（昭和六十三年十二月総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省、自治省告示第三号）の一部を次のように改正し、令和元年七月一日から適用する。ただし、この告示の適用の際、現に存するこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

令和元年六月二十八日

内閣総理大臣	安倍 晋三
総務大臣	石田 真敏
法務大臣	山下 貴司
外務大臣	河野 太郎
財務大臣	麻生 太郎
文部科学大臣	柴山 昌彦
厚生労働大臣	根本 匠
農林水産大臣	吉川 貴盛
経済産業大臣	世耕 弘成
国土交通大臣	石井 啓一
環境大臣	原田 義昭
防衛大臣	岩屋 毅

（租税特別措置法施行規則第二十三条の三第二項に規定する設立団体等の証明に関する手続を定める件の一部改正）

第一条 租税特別措置法施行規則第二十三条の三第二項に規定する設立団体等の証明に関する手続を定める件の一部を次のように改正する。

別記様式一及び別記様式二中「日本工業審判」を「日本職業審判」に改める。

（租税特別措置法施行令第四十条の四第二項及び第三項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続を定める件の一部改正）

第二条 租税特別措置法施行令第四十条の四第二項及び第三項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続を定める件の一部を次のように改正する。

別記様式一から別記様式四までの様式中「日本工業審判」を「日本職業審判」に改める。